#### 主 文

### 本件抗告を棄却する。

### 理 由

本件抗告の趣意は、憲法違反、判例違反をいうが、実質は単なる法令違反の主張であって、刑訴法四三三条の抗告理由に当たらない(なお、特別弁護人の選任を許可しない旨の決定は、同法四二〇条一項にいう「訴訟手続に関し判決前にした決定」に当たるとした原判断は、正当である。)。

よって、同法四三四条、四二六条一項により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

# 平成五年七月二〇日

## 最高裁判所第一小法廷

裁判長	長裁判官	味	村		治
	裁判官	大	堀	誠	_
	裁判官	小	野	幹	雄
	裁判官	Ξ	好		達
	裁判官	大	白		勝